

【届出を対象とした募集(売出)金額】**募集金額**

ブックビルディング方式による募集 81,175,000 円

売出金額

(引受人の買取引受による売出し)

ブックビルディング方式による売出し 4,326,150,000 円

(オーバーアロットメントによる売出し)

ブックビルディング方式による売出し 663,152,000 円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【募集の方法】

2025 年 10 月 7 日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は 2025 年 9 月 30 日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第 246 条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	50,000	81,175,000	—
計(総発行株式)	50,000	81,175,000	—

(注)1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,910 円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は 95,500,000 円となります。

6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

【募集の条件】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	— (注)3.	100	自 2025 年 10 月 8 日(水) 至 2025 年 10 月 14 日(火)	未定 (注)4.	2025 年 10 月 16 日(木)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2025 年9月 30 日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025 年 10 月7日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025 年9月 30 日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び 2025 年 10 月7日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
 3. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。
 4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。
 5. 株式受渡期日は、2025 年 10 月 17 日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
 6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
 7. 申込みに先立ち、2025 年 10 月1日から 2025 年 10 月6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。
- 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
- 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号	50,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、2025 年 10 月 16 日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	50,000	—

(注) 1. 引受株式数については、2025 年 9 月 30 日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2025 年 10 月 7 日)に元引受契約を締結する予定であります。

【売出要項】

【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	347,200	663,152,000	東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号 野村證券株式会社 347,200 株
計(総売出株式)	—	347,200	663,152,000	—

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2025 年9月 11 日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 347,200 株の第三者割当による自己株式の処分の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

4. 本募集における自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,910 円)で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である福富七海(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025 年9月 11 日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式 347,200 株の第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 347,200 株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注)1.
(3)	払込期日	2025 年 11 月 18 日(火)

(注)1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、2025 年9月 30 日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における自己株式の処分の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2025 年 10 月 7 日に決定される予定の「第 1 募集要項」における自己株式の処分の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2025 年 10 月 17 日から 2025 年 11 月 13 日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当における割当株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数が減少する、または自己株式の処分そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である福富七海、売出人である株式会社日本政策投資銀行並びに当社株主である株式会社ゼンリンは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2026 年 4 月 14 日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、売出人である三井物産企業投資投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 90 日目の 2026 年 1 月 14 日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等は除く。）を行わない旨合意しております。

さらに、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2026 年 4 月 14 日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2025 年 9 月 11 日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

【主要な経営指標等の推移】

回次	第 31 期	第 32 期	第 33 期	第 34 期	第 35 期
決算年月	2020 年 12 月	2021 年 12 月	2022 年 12 月	2023 年 12 月	2024 年 12 月
売上高 (千円)	3,160,404	3,406,316	4,041,056	5,038,601	6,074,883
経常利益 (千円)	305,494	456,797	102,666	123,994	909,190
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	203,441	△353,213	64,861	74,741	634,157
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	466,335	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数					
普通株式 (株)	8,687	6,949	6,081	6,081	6,081
甲種種類株式	—	1,738	1,738	1,738	1,738
乙種種類株式	—	—	868	868	868
純資産額 (千円)	1,173,479	1,530,214	1,953,634	2,028,376	2,658,540
総資産額 (千円)	2,922,530	3,433,992	3,707,339	3,945,799	4,941,866
1株当たり純資産額 (円)	225,149.49	220,174.74	249,378.63	258.94	340.05
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	39,033.22	△52,962.97	9,300.53	9.56	81.12
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	40.2	44.6	52.6	51.3	53.8
自己資本利益率 (%)	19.0	—	3.7	3.8	27.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—

配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	666,953	1,251,218
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△251,708	△225,795
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△239,988	△230,029
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	2,428,930	3,222,573
従業員数 (人)	151	164	180	197	223
(外、平均臨時雇用者数)	(59)	(69)	(72)	(68)	(73)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

- 第 32 期については、データベースの補完対策費 998,889 千円を特別損失として計上したことにより、当期純損失を計上しております。
- 持分法を適用した場合の投資利益については、第 31 期から第 34 期については非連結子会社は存在しておりますが、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しいため記載しておりません。また、第 35 期については非連結子会社及び関連会社が存在しないため、記載しておりません。
- 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
- 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、第 31 期及び第 35 期は潜在株式が存在していないため、記載しておりません。第 32 期は 1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第 33 期及び第 34 期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
- 第 32 期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
- 第 34 期及び第 35 期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)に基づき作成しており、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、第 31 期、第 32 期及び第 33 期については、「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

9. 第 31 期、第 32 期及び第 33 期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員（委任型執行役員を除く。また、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
11. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）等を第 33 期の期首から適用しており、第 33 期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
12. 2025 年 6 月 24 日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、甲種種類株式及び乙種種類株式に関する定款の定めを廃止し、同日付で甲種種類株式 1,738 株及び乙種種類株式 868 株を普通株式へ変更しております。
13. 当社は、2025 年 7 月 10 日付で普通株式 1 株につき 1,000 株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は 8,687,000 株となっております。第 34 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
14. 当社は、2025 年 7 月 10 日付で普通株式 1 株につき 1,000 株の割合で株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（2012 年 8 月 21 日付東証上審第 133 号）に基づき、第 31 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第 31 期、第 32 期及び第 33 期の数値（1 株当たり配当額についてはすべての数値）については、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第 31 期	第 32 期	第 33 期	第 34 期	第 35 期
決算年月	2020 年 12 月	2021 年 12 月	2022 年 12 月	2023 年 12 月	2024 年 12 月
1 株当たり純資産額 (円)	225.15	220.17	249.38	258.94	340.05
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△) (円)	39.03	△52.96	9.30	9.56	81.12
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1 株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち 1 株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

【関係会社の状況】

該当事項はありません。

【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025 年7月 31 日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
234 (75)	33.8	6.3	6,414

当社はデータベースマーケティング事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

事業部門の名称	従業員数(人)
営業本部	92 (21)
DC 本部	119 (53)
管理本部	23 (1)
合計	234 (75)

(注) 1. 従業員数は就業人員(委任型執行役員を除く。また、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

最近事業年度					補足説明
管理職に占める 女性労働者の 割合(%) (注)1.	男性労働者の 育児休業取得 率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)3. 5.			
		全労働者	うち正規雇用 労働者	うちパート・有期 労働者	
9.4	100.0	69.1	70.6	83.2	

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき、下記計算式において算出したものであります。

女性の平均年間賃金／男性の平均年間賃金×100%

※賃金とは、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず労働の対象として使用者が労働者に支払う全てのものを対象としております。

4. 当社では、男女において人事考課等の制度上、昇進・昇給等の運用上の差を設けておりません。賃金差異の主要因としては、上位役職者が少ないことと、近年女性社員の採用を積極的に行った結果、平均勤続年数が男性より約3年少なく相対的に賃金水準の低い労働者が多いことが挙げられます。

5. パート・有期労働者は、再雇用社員、有期契約社員、パートタイマーを対象に算出しております。なお、パートタイマーについては、フルタイム換算をせず実際に支給した賃金に基づき算出しております。

【所有者別状況】

2025年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100 株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	1	—	—	3	5	—
所有株式数 (単元)	—	8,680	—	600	—	—	77,590	86,870	—
所有株式数の割 合(%)	—	10.0	—	0.7	—	—	89.3	100	—

(注) 1. 自己株式 869,000 株は、「個人その他」に 8,690 単元を含めて記載しております。

2. 2025年6月24日開催の臨時株主総会の決議により定款を変更し、2025年7月10日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

3. 2025年6月13日開催の定時取締役会の決議により、2025年7月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

【株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
福富 七海 ※1、2	5,152,000	65.90
三井物産企業投資投資事業有限責任組合 ※1	1,738,000	22.23
株式会社日本政策投資銀行 ※1	868,000	11.10
株式会社ゼンリン ※1	60,000	0.77
計	7,818,000	100.00

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等(大株主上位 10 名)
- 2 特別利害関係者等(当社代表取締役会長)

2. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。